福崎町人事行政の運営等の状況（平成 27 年度）

福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、平成 27 年度の福崎町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1　職員の任免及び職員数に関する状況（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

（1）　職種別採用者数

| 職　種 | 一般行政職 | 建築職 | 保育教諭 | 栄養士 | 技能労務職 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 採用者数（人） | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 7 |

（2）事由別退職者数

| 事　由 | 定年 | 勧奨 | 普通 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 退職者数（人） | 5 | 1 | 1 | 0 | 7 |

（3）再任用職員の職員数に関する状況

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

| 採用者数(人) | 退職者数（人） |
|---|---|
| 4 | 1 |

（4）部門別職員数（定員管理）　　（各年 4 月 1 日現在）

| 区分／部門 | | 職員数（人） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | H26 | H27 | 対前年増減 |
| 一般行政 | 議　会 | 3 | 3 | 0 |
| | 総　務 | 32 | 31 | △1 |
| | 税　務 | 8 | 8 | 0 |
| | 民　生 | 41 | 48 | 7 |
| | 衛　生 | 11 | 10 | △1 |
| | 農林水産 | 10 | 9 | △1 |
| | 商　工 | 2 | 3 | 1 |
| | 土　木 | 13 | 14 | 1 |
| | 計 | 120 | 126 | 6 |
| 教　育 | 教　育 | 37 | 30 | △7 |
| 消　防 | 消　防 | 0 | 0 | 0 |
| 普通会計合計 | | 157 | 156 | △1 |
| 公営企業等会　計 | 水　道 | 5 | 7 | 2 |
| | 下水道 | 8 | 7 | △1 |
| | その他 | 10 | 9 | △1 |
| | 計 | 23 | 23 | 0 |
| 合　計 | | 180 | 179 | △1 |

2　職員の人事評価の状況

能力評価を全職員（嘱託職員、臨時職員を除く）に行いました。業績評価は、監督職（係長級）以上の職員に行いました。評価結果は、人材育成等の参考資料として活用しました。

3　職員の給与の状況

今後公表予定の「給与・定員管理等の状況」に記載します。

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 職員の勤務時間 | 8時30分から17時15分まで。実働勤務時間は、1日7時間45分、1週間38時間45分（再任用短時間勤務職員については、1週間31時間以内）<br>ただし、部署によって勤務の時間帯は異なります。 |
| 週休日 | 週休2日制。ただし、土日開庁部署は、原則4週間で8日の週休日を設定しています。 |

（2）休暇制度

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 年次有給休暇 | 1年につき20日付与（20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越し） |
| 病気休暇 | ①公務上、通勤による負傷又は疾病　必要な期間<br>②結核性疾患又は精神障害の場合　2年以内で必要な期間<br>③①、②以外の負傷又は疾病の場合　120日以内で必要な期間 |
| 特別休暇 | ボランティア休暇（5日以内）、結婚休暇（5日以内）、産前休暇（8週間以内）、産後休暇（8週間）、忌引休暇（親族に応じて1日から10日の範囲内）、夏季休暇（3日以内）、リフレッシュ休暇（3日以内）等 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子等規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり介護する必要がある場合、給与の支給を受けずに連続する6月の範囲内で請求できる |
| 育児休業 | 子が3歳に達する日までの期間内で請求できる |

平成27年の年次有給休暇の平均取得日数は7.4日、平成27年度の介護休暇の承認者数は1人、育児休業の新たな承認者数は5人。

5　職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務の能率的運営を確保することを目的に行う処分で、勤務実績が良くない場合、病気等により職務の遂行に支障がある場合、職に対して適格性を

欠く場合等に行います。これに対し、懲戒処分とは、公務員の秩序を維持するために職員の義務違反に対する制裁を目的に行う処分で、職務上の義務に違反し、職務を怠った場合、非違行為をした場合等に行います。

平成 27 年度の処分者

| 区　分 | 処分者数（人） |
|---|---|
| 分限処分 | 0 |
| 懲戒処分 | 0 |

6　職員の服務の状況

職員に対しては、全体の奉仕者として公共の利益のために、その職務の遂行に専念し、また、住民の信頼を裏切ることのないよう、随時その趣旨を周知徹底し、綱紀の粛正、服務規律の維持に努めています。

平成 27 年度においては、営利企業等の従事を 2 件許可しています。

7　職員の退職管理の状況

役場を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対し、再就職先の営利企業等と福崎町役場との間の契約事務等について、職務上の行為をする（もしくは、しない）ように働きかけることを規制しています。また、現役職員についても、働きかけに応じて不正な行為を行うこと等による制裁措置が設けられています。

8　職員の研修の状況

それぞれの職務に応じた専門的な研修や兵庫県自治研修所、播磨自治研修協議会が開催する研修会へ職員を派遣しています。また、平成 27 年度においては、兵庫県への職場研修に 1 人を派遣しました。

| 派遣研修区分 | 受講者数（人） |
|---|---|
| 自治大学校研修 | 1 |
| 市町村アカデミー・国際文化研修所研修 | 5 |
| 兵庫県・兵庫県自治研修所研修 | 35 |
| 播磨自治研修協議会研修 | 48 |
| 兵庫県町村会研修 | 8 |
| その他研修機関研修 | 15 |
| 合　計 | 112 |

9　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生

①健康管理　定期健康診断、人間ドック、子宮がん検診を実施

②共済制度　兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。

③互助制度　一般財団法人兵庫県市町職員互助会及び福崎町職員互助会に加入福利厚

生の充実を図っています。

④公務災害　地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入。平成 27 年度の公務災害発生件数は、0 件でした。

（2）利益の保護

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、適切な措置がとられるように要求するときや、懲戒その他、職員の意に反する不利益な処分を受けたときは、中播公平委員会に対して申立てをすることができます。

平成 27 年度の申立件数

| 区分 | 件数(件) |
|---|---|
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0 |
| 不利益処分に関する不服申立て | 0 |